

1章 緑の基本計画の概要

1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、緑に関する総合的な計画として、都市緑地法^{※1}に基づき策定されるものであり、緑豊かなまちづくりを市民・事業者・行政・専門家の協働により、計画的に推進するための指針となるものです。そのため、この計画は緑の目標や方針など、緑に関する事柄を幅広く明示するものとなります(図1-1)。

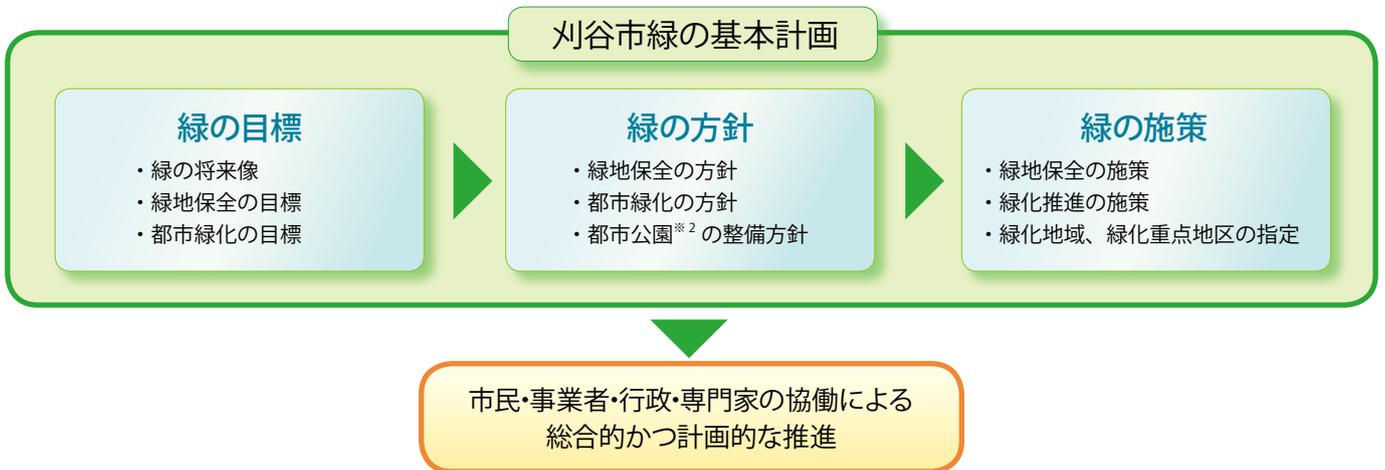


図1-1 緑の基本計画の概念図

2 緑の基本計画の位置付け

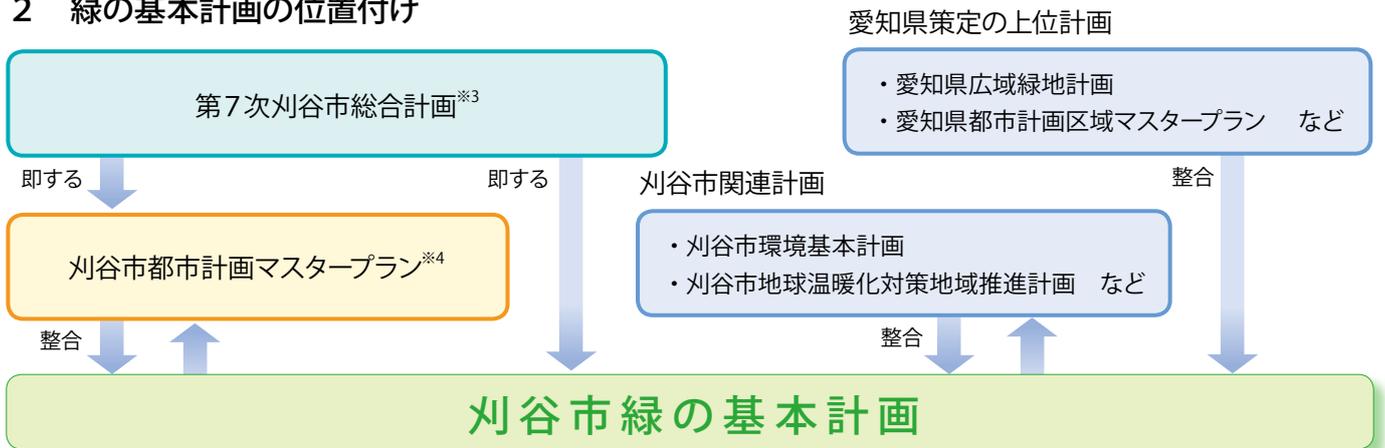
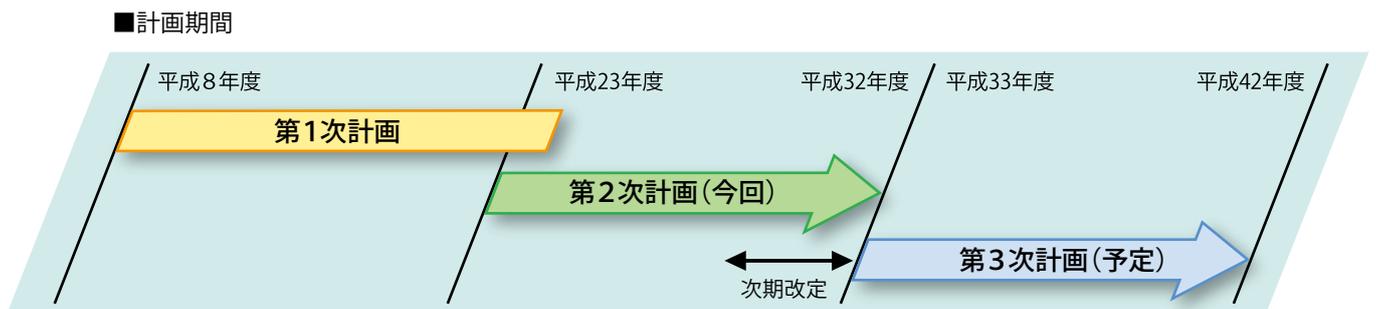


図1-2 上位・関連計画との関係図

3 計画期間と見直し

本計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や法律の改正などにより、必要に応じて見直しを行います。



【用語の説明】

※1 都市緑地法:良好な都市環境の形成を図り健康で文化的な都市生活の確保に寄与するため、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する事項を定めた法律。

※2 都市公園:都市公園法に基づき設置された公園緑地。

※3 第7次刈谷市総合計画:将来の刈谷市をどのようなまちにしていくのかを総合的・体系的にまとめた最上位計画。

※4 刈谷市都市計画マスタープラン:まちづくりの将来ビジョンや整備方針など、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めた計画。



4 計画の対象とする緑

都市公園や公共施設の緑地のみならず、住宅の植栽地や工場の緑地などの民間施設の緑地、農地や森林などの緑の地域も計画の対象とする緑とします。



王地公園(小垣江町)

都市公園	公共施設の緑地	民間施設の緑地	緑の地域
<ul style="list-style-type: none"> ● 街区公園 ● 総合公園 ● 都市緑地 ● 近隣公園 ● 運動公園 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童遊園 ● 街路樹 ● 緑地 ● 学校のグラウンド ● 市民農園(公共) など ● 広場 ● 遊園 ● 街園 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社寺境内地 ● 住宅の植栽地 ● 工場の緑地 ● 市民農園(民間) など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 風致地区^{※5} ● 生産緑地地区^{※6} ● 河川区域 ● 農業振興地域農用地区^{※7} ● 地域森林計画対象民有林 など ● 天然記念物 ● 保安林 ● ため池
亀城公園(城町)	街路樹(新田町)	野田八幡宮(野田町)	亀城跡風致地区(城町他)

5 緑のはたらき

都市の緑には図1-3のようなはたらきがあり、様々な機能の緑をネットワークで結ぶことにより、さらに効果的に機能を発揮させることができます。



動植物の生息地であり、ヒートアイランド現象^{※9}などの気象条件を緩和する機能があります。



自然とのふれあいや、様々なレクリエーション活動を楽しむことのできる場所となります。



図1-3 緑のはたらき



被災時に避難場所になるとともに、火事の広がりを抑えるなど、まちの安全性を高める機能があります。



歴史や文化と一体となって、その地域ならではの魅力ある景観を創り出します。

※5 風致地区:自然的環境を主体とした都市景観を維持するため指定された地域地区。
 ※6 生産緑地地区:市街化区域内において、緑地機能の優れた農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定された地域地区。
 ※7 農業振興地域農用地区:総合的に農業振興を図るべき地域において、今後10年以上の長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地。
 ※8 緑のネットワーク:河川や街路樹などの線的な緑地を、公園や緑地などを経由しながら網状につなげること。
 ※9 ヒートアイランド現象:都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて異常な高温を示す現象。